

令和5年 第11回

豊後大野市農業委員会 総会議事録

日 時 令和5年11月15日(水) 午後2時00分
 場 所 市役所本庁4階 正庁ホール

出席委員

出席委員 14名 欠席委員 1名

	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
会長	15	三宮 憲治	○						
委員	1	麻生祐三子	○	6	安藤 大作	○	11	衛藤 英教	○
	2	後藤 綾子	○	7	山崎 淳三	×	12	小野 末芳	○
	3	橋本みゆき	○	8	廣瀬 正雄	○	13	志賀 義和	○
	4	後藤 栄治	○	9	渡邊 丸美	○	14	三代 忠佑	○
	5	小野不二夫	○	10	衛藤 講治	○			

農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇
 係 長 原尻 雄一
 係 員 柴谷 孝俊 武生 駿佑
 農業振興課 甲斐 久満

議事録署名委員の指名

11番 衛藤 英教 12番 小野 末芳

報告事項

- (1) 会長報告及び各種報告
- (2) 報告第19号 農地法第18条第6項の規定による合意契約の通知について
- (3) 報告第20号 農地所有適格法人の要件審査について

議 事

- (1) 議案第62号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (2) 議案第63号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(案)について
- (3) 議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (5) 議案第66号 現況証明(非農地証明)について
- (6) 議案第67号 農地移動適正化斡旋委員の指名について

会議の概要

事務局	会長に報告いたします。本日の出席委員は14名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。 それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。
-----	---

(1) 開 会

議 長	みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略) 皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしく申し上げます。 それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は14名であります。 開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。 また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。 それでは、ただいまから令和5年第11回豊後大野市農業委員会を開会いたします。 (とき：午後2時04分)
-----	--

(2) 議事録署名委員の指名

議 長	日程2の議事録署名委員の指名ですが、豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、私から指名いたします。 11番：衛藤英教委員、12番：小野末芳委員にお願いします。
-----	--

(3) 報告事項

議 長	日程3の報告事項に入ります。 まず、会長報告及び各種報告であります。令和5年第10回定例総会から本日の令和5年第11回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料6にまとめております。資料6をご覧ください。 その中から、※のついた3点について、2頁に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。 (資料6を朗読)
議 長	私からの報告は以上です。 続いて、「報告第19号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局	議案書の1ページをお開きください。
	(議案書のとおり番号1番から番号6番までの6案件について朗読)
議長	説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。
	[ありません]の声あり
議長	質問が無いようですので、次に進みます。 続いて、「報告第20号 農地所有適格法人の要件審査について」事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の1ページをお開きください。
	(議案書のとおり番号1番から番号2番までの2案件について朗読)
議長	説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。
	[ありません]の声あり
議長	質問が無いようですので、次に進みます。

(4) 議 事

議長	これより、日程4の議事に入ります。 まず、「議案第62号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」を議題とします。 それでは、提出者の説明を求めます。
農業振興課	それでは、議案第62号の説明をさせていただきます。 農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、農業委員会の決定を求めます。 令和5年11月15日提出 豊後大野市長 川野文敏 (議案書に基づいて令和5年11月16日公告予定分を朗読)
議長	この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず議案第62号についてこれより質疑を許可します。 [ありません]の声あり
議長	無いようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第62号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
事務局	挙手全員です。
議長	挙手全員により、「議案第62号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附

	<p>則第5条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定については、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、「議案第63号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題とします。 それでは、提出者の説明を求めます。</p>
農業振興課	<p>それでは、議案第63号の説明をさせていただきます。</p> <p>農用地利用集積等促進計画（案）を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。 令和5年11月15日提出 豊後大野市長 川野文敏</p> <p>（議案書に基づいて農用地利用集積等促進計画（案）を朗読）</p>
議長	<p>提出者である農業振興課の説明が終わりました。</p> <p>ここで、議案第63号の案件につきましては意見を求められております。 この件につきましては、事前に変更案をご提示しておりましたので、議案第63号についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第63号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議長	<p>挙手全員により、「議案第63号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）について」は、原案のとおり「問題ない」といたします。</p> <p>ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。</p> <p>（とき、午後2時26分）</p>
議長	<p>それでは、再開します。</p> <p>（とき、午後2時27分）</p>
議長	<p>次に「議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の2ページ、あわせて概要書の1ページをお開きください。</p> <p>（議案書のとおり番号1番から番号5番までの5案件について朗読）</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号1番から番号5番までの5案件について、地区審査会の報告を求めます。 それでは、番号1番の1案件を2番：後藤綾子委員にお願いいたします。</p>
2番委員	<p>三重の後藤綾子です。11月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>番号1番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は申請地を相続しましたが、県外に居住しているため農地の管理を従弟になる譲受人にお願いしていました。今回、譲渡人と譲受人で協議した結果、贈与することで話がまとまったため申請するものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p> <p>次に、番号2番及び番号3番の2案件を12番：小野末芳委員にお願いいたします。</p>
<p>12番委員</p>	<p>三重の小野末芳です。11月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号2番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、農地を相続しましたが、県外に居住しており管理に苦慮していたことから、これまで譲受人に管理を依頼していました。今回、譲受人から譲渡人に譲ってくれないかと相談したところ売買で話がまとまったため申請するものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に、番号3番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は高齢で後継者もないことから、農地を随時処分しています。譲受人は2年前に市外より移住し、現在は農業大学校で実習を受けています。今回、譲渡人から譲受人へ協議した結果、贈与することで話がまとまったため申請するものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、番号4番の1案件を9番：渡邊丸美委員にお願いいたします。</p>
<p>9番委員</p>	<p>緒方の渡邊丸美です。11月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号4番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>申請地は、譲渡人の母と譲受人の父で相対での所有権移転の話が出来ており、これまで譲受人の父が譲受人と共に管理耕作をしてきました。今回、譲渡人が相続手続を済ませたことをきっかけに、もらってくれないかと相談したところ、贈与で話がまとまり申請を行ったものです。なお、譲受人の世帯は、主に父が耕作を行っていますが、将来的に後継者となる予定の息子が申請者になっています。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、番号5番の1案件を4番：後藤栄治委員にお願いいたします。</p>
<p>4番委員</p>	<p>犬飼の後藤栄治です。11月7日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号5番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから譲受人■■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は農地を相続しましたが市外在住で農業をしておらず、申請地は以前から譲受</p>

議 長	<p>人家族が管理をしており3年ほど前から譲受人も手伝いに参加していました。譲渡人は今後も管理ができないため、譲受人に相談したところ、申請地は譲受人宅から近く、譲受人も耕作継続する意欲があり、近隣の家族からの支援もあることから売買で話がまとまり申請に至りました。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上報告します。</p> <p>地区審査会の報告が終わりました。議案第64号の番号1番から番号5番までの5案件についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第64号の番号1番から番号5番までの5案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第64号の番号1番から番号5番までの5案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により「議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番から番号5番までの5案件については、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に「議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の3ページ、あわせて概要書の6ページ、図面の1ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番から番号3番までの3案件について朗読)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号1番から番号3番までの3案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号1番の1案件を9番：渡邊丸美委員にお願いいたします。</p>
9番委員	<p>緒方の渡邊丸美です。11月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号1番の案件についてですが、貸人■■■■■さん、■■■■■さんから借人■■■■■さんへの貸借権の設定を伴う、農地の転用の件についてであります。</p> <p>借人は、令和2年第12回定例総会において農地法第5条許可を取得し、事業計画通りに事業を行ってきましたが、令和4年9月、台風14号により軸丸発電所南側の法面が崩壊し、工事中断を余儀なくされ、その復旧工事に期間を要し、事業計画の期間延長をするために変更申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分農用地区域内農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のアの(イ)のcの(a)の仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものに該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>次に、番号2番の1案件を11番：衛藤英教委員にお願いいたします。</p>

<p>11 番委員</p>	<p>大野の衛藤英教です。11月6日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号2番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから譲受人■■■■さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。</p> <p>譲受人はメガネ分野で特許を取得し、ADHD等で悩んでいる子供たちへの支援をしており、現在は譲渡人から購入した申請地に隣接する居宅に住んでいます。譲受人はメガネ販売の店舗用地を探していましたが、条件が合う土地が見つからず、申請地について譲渡人に相談したところ、譲渡人も県外在住で管理に苦慮しており売買で話がまとまり今回の申請に至りました。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第1種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>以上報告します。</p> <p>次に、番号3番の1案件を4番：後藤栄治委員にお願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>4 番委員</p>	<p>犬飼の後藤栄治です。11月7日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号3番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから譲受人■■■■さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。</p> <p>譲受人は市外に在住しており、将来のことも考え犬飼の実家付近での住宅建築を計画していました。実家周辺の土地を探しましたが、条件に合う土地が見つからず、両親に相談したところ、譲渡人である祖父所有の申請地が実家そばにあり、祖父とも贈与で話がまとまり今回申請に至りました。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>以上報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第65号の番号1番から番号3番までの3案件についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第65号の番号1番から番号3番までの3案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第65号の番号1番から番号3番までの3案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員です。</p>
<p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>挙手全員により「議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請について」の番号1番から番号3番までの3案件については、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、「議案第66号 現況証明(非農地証明)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の4ページ、概要書の9ページをお開きください。</p>

	<p>(議案書のとおり番号1番から番号7番までの7案件について朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。 ここで、番号1番から番号7番までの7案件について、地区審査会の報告を求めます。 それでは、番号1番の1案件を12番：小野末芳委員にお願いいたします。</p>
<p>12番委員</p>	<p>三重の小野末芳です。11月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。 番号1番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。 申請地は、亡父から相続した土地ですが、狭小で農業に不向きであったことから耕作を放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。 判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。 調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。 以上、報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、番号2番の2案件を2番：後藤綾子委員にお願いいたします。</p>
<p>2番委員</p>	<p>三重の後藤綾子です。11月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。 番号2番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。 申請地のうち1872番は、農地法5条許可により礼拝堂として転用後、未登記のまま解体し駐車場として利用しており、1936番3は、農地法第4条の許可を取得せずに駐車場を整備したものであり、ともに転用後20年以上経過しているため申請したものです。 判断基準は、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもののうち、6つのすべての要件を満たすものに該当します。 周囲への影響については、アスファルト敷により土砂の流出を防いでいるため、周囲への影響は認められません。 調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。 以上、報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、番号3番及び番号4番の2案件を1番：麻生祐三子委員にお願いいたします。</p>
<p>1番委員</p>	<p>緒方の麻生祐三子です。11月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。 番号3番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。 平成10年4月頃に亡父が耕作放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。 判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。 調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。 次に、番号4番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。 昭和62年3月頃に亡父が耕作放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請した</p>

<p>議 長</p>	<p>ものです。 判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。 調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。 以上、報告します。</p>
<p>13 番委員</p>	<p>次に、番号5番から7番までの3案件を13番：志賀義和委員にお願いいたします。</p> <p>朝地の志賀義和です。11月7日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号5番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。昭和33年5月頃に亡父が申請地の隣に住宅を建築して以来、農地法第4条許可を取得せずに庭園として拡張したため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもののうち、6つのすべての要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、周囲に耕作中の農地はありません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>次に、番号6番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。</p> <p>平成6年3月に農地法第5条許可を取得し、資材置場としてそのまま一時的に利用しましたが、自然荒廃し現況は原野となっているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>次に、番号7番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。</p> <p>平成8年3月頃に、亡父が狭小で傾斜もあり農業に不向きであったことから耕作放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第66号の番号1番から番号7番までの7案件について、これより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第66号の番号1番から番号7番までの7案件につきまして、「発行基準に該当する」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第66号の番号1番から番号7番までの7案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>挙手全員です。</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員により「議案第66号 現況証明(非農地証明)について」の番号1番から番号7番までの7案件については、原案のとおり証明することに決定されました。</p>

事務局	次に、「議案第 67 号 農地移動適正化斡旋委員の指名について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
議 長	(議案書のとおり番号 1 番の 1 案件について朗読) 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。 [ありません]の声あり
議 長	無いようですので、質疑を打ち切ります。斡旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。あらかじめ地区審査会等で推薦されていますので、私から斡旋委員を指名いたします。 それでは、番号 1 番の 1 案件を 12 番：小野末芳委員と 20 番：衛藤忠士委員にお願いします。 なお、この案件については、お世話していただく斡旋委員をご指名いたしましたが、迅速かつ適切な斡旋処理を行うためには、斡旋委員のみならず、他の農業委員さんの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほどよろしくお願いいたします。
議 長	これをもちまして、令和 5 年第 11 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。 (とき、午後 3 時 01 分)

豊後大野市農業委員会会議規則第 20 条の規定により、ここに署名する。

議事録署名委員 11 番委員 衛藤 英 教

〃 12 番委員 小野 末 芳